

# 令和2年度 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

## 1 指導監査の実施状況

高槻市社会福祉法人等指導監査要綱及び令和2年度高槻市児童福祉施設等指導監査実施方針に基づき、実地指導監査を実施し、児童福祉施設等（以下「施設等」という。）における利用者への支援の状況等を検証した。

実施にあたっては、指導監査の目的である児童福祉サービスの質の確保及び向上を図るため、事業の適格性や不適切事項の改善状況、サービスの維持向上に向けた取組の確認及び指導を徹底した。

指導監査を実施した結果、早急に是正又は改善を図る必要があるものとして文書により改善指導を行った事項については、報告書や挙証資料の提出を求め改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料の提出や法人の代表者、施設長等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図った。

なお、令和2年度の監査を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため以下の対応を行った。

- ・例年8月頃から開始するところを11月からの実施とし、緊急事態宣言が発令されている間（1月14日～2月28日）は、監査を中断して解除後に再開した。
- ・監査手法については、「少人数（2～3人）・短時間（概ね2時間以内）・重点項目に絞って簡素化した監査」とした。

## 2 施設等及び地域型保育事業に対する実施状況

### (1) 指導監査の対象

施設等及び地域型保育事業に対し、実地指導監査を実施したが、コロナ禍における対応として、認定こども園（30園）の監査を見送った。

その結果、令和2年度は全104施設中74施設について実施した。

### (2) 実地指導監査の実施結果の概要

当該年度における文書による指摘事項の件数は下表のとおりであり、前年度に比して施設等は増加し、地域型保育事業については減少した。

<文書による指摘事項の件数>

種 別	対 象 数	実 施 数	文 書 による 指 摘 事 項 の 数	左 記 の 内 訳		
				施 設 運 営	会 計 処 理	利 用 者 支 援
児 童 福 祉 施 設 等	58	28	29	5	14	10
地 域 型 保 育 事 業	46	46	28	4	2	22
計	104	74	57	9	16	32

※ 施設運営とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。

※ 利用者支援とは、保育の実施、食事提供等に関する事項をいう。

※ 児童福祉施設等とは、保育所と認定こども園（幼保連携型、保育所型）をいう。

<主な指摘事項>

- ・ 食事提供に係る衛生管理が不十分であったもの
- ・ 経理事務処理が適切でないもの
- ・ 決算に係る書類整備が不十分なもの
- ・ 労務管理関係の書類整備が不十分なもの
- ・ 第三者委員の整備が不十分なもの

### 3 その他

課題等のある施設に対しては、指摘事項に係る改善状況について現地での確認を行うなど、必要に応じて継続的かつ重点的な指導及び日々指導を実施した。